

中国運輸局公示第24号

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について、別紙のとおり公示する。

なお、公示事案について意見の聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に同規則第57条により意見の聴取の申請書を山口運輸支局経由中国運輸局長あて提出されたい。

令和8年7月21日

中国運輸局長 金子 修久

事 案 の 公 示

令和 8 年 7 月 2 1 日
中 国 運 輸 局

事案の種類 ： 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請年月日	申請者の氏名又は名称	適 用 地 域	申請の概要
8 - 1	令和8年3月19日	由元 健次	山口県大島郡	運賃及び料金の変更 (詳細は別紙 1 のとおり)

運賃及び料金の種類並びに額

(1) 距離制運賃

イ 距離制

車 種 区 分	初 乗 運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	最初の 1.42 キロメートルまで 780 円	175 メートルまでごとに 90 円
大 型 車	最初の 1.42 キロメートルまで 730 円	219 メートルまでごとに 90 円
普 通 車	最初の 1.42 キロメートルまで 630 円	293 メートルまでごとに 80 円

ロ 時間距離併用制

車 種 区 分	運 賃
特定大型車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 05 秒までごとに 90 円
大 型 車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 20 秒までごとに 90 円
普 通 車	時速 10 キロメートル以下の走行時間について 1 分 50 秒までごとに 80 円

(2) 時間制運賃

車 種 区 分	運 賃
特定大型車	30 分までごとに 3,420 円
大 型 車	30 分までごとに 3,110 円
普 通 車	30 分までごとに 2,660 円

(3) 料 金

待 料 金

車 種 区 分	料 金
特定大型車	1 分 05 秒までごとに 90 円
大 型 車	1 分 20 秒までごとに 90 円
普 通 車	1 分 50 秒までごとに 80 円